三　当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出状況の確認方法

四　第一号に規定する取組の実施状況に係る評価に関する事項

五　法第十九条の二十六第一項の確認を受けなければならない二酸化炭素放出抑制対象船舶にあつては、当該確認に係る同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標

（二酸化炭素放出抑制指標の算定に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行）

第四十八条　法第十九条の二十六第一項の規定による二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行は、次の各号のいずれにも該当するところにより行わせるものとする。

一　無風状態で航行させること。

二　静穏な海域において航行させること。

三　次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる喫水の状態で航行させること。

船舶の用途	喫水
一　コンテナ船（二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省令・環境省令第三号）第一条第五項に規定するコンテナ船をいう。以下この条及び次条において同じ。）	載貨重量トン数に十分の七を乗じて得た値の重量の貨物等を積載した場合における喫水
二　コンテナ船以外の船舶	満載喫水線規則第三十六条に規定する夏期満載喫水線（同令第六十五条の二（同令第六十六条の規定により準用する場合を含む。）に規定する海水満載喫水線を有する船舶にあつては当該海水満載喫水線、夏期満載喫水線及び海水満載喫水線を有しない船舶にあつては同令第三章第一節及び第二節の規定により算定した海水満載喫水線に相当する喫水線）における喫水

（二酸化炭素放出抑制指標の算定の基準）

第四十九条　法第十九条の二十六第一項第一号の国土交通省令で定める二酸化炭素放出抑制指標の算定の技術上の基準は、次の算式のとおりとする。

$$\frac{CO_2Me+CO_2Ae-CO_2R}{V\cdot CAP}$$

CO_2Meは、船舶の主たる推進力を得るための原動機（以下この条において「主機」という。）をその連続最大出力の七十五パーセントの出力で運転した際に主機から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量（グラム）

CO_2Aeは、主機以外の原動機（以下この条において「補助機関」という。）を航行中の船舶において通常必要な電力を供給するための出力で運転した際に補助機関から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量（二酸化炭素放出抑制装置（二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出量を抑制するための装置をいう。以下同じ。）を設置した船舶にあつては、当該装置を使用した場合に補助機関から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量）（グラム）

CO_2Rは、二酸化炭素放出抑制装置を設置した船舶において、CO_2Meの値から、当該装置を使用し、かつ、第四十八条に規定するところにより船舶をVの速力で航行させた場合に主機から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量を減じた値（グラム）

Vは、主機をその連続最大出力の七十五パーセントの出力で運転し、かつ、第四十八条に規定するところにより船舶を航行させた場合の当該船舶の速力（二酸化炭素放出抑制装置を設置した船舶にあつては、当該装置を使用しなかつた場合における当該船舶の速力）（ノット）

CAPは、次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、二酸化炭素放出抑制対象船舶の用途、構造等を考慮して地方運輸局長が差し支えないと認める場合は、地方運輸局長の指示するところによることができる。

船舶の用途	CAP
一　コンテナ船	載貨重量トン数に十分の七を乗じて得た値
二　旅客船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。以下この条において同じ。）	総トン数
三　コンテナ船及び旅客船以外の船舶	載貨重量トン数

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部改正）

第四条　海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則

目次中「第一章の四　機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施等（第一条の十七―第一条の十九）」を「第一章の四　機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施等（第一条の十七―第一条の十九）　第一章の五　二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認（第一条の二十―第一条の二十七）」に改める。

第一章の四の次に次の二章を加える。

第一章の五　二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認

（法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める総トン数）

第一条の二十　法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める総トン数は、四百トンとする。

（特別の用途の船舶）

第一条の二十一　法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。

（船舶の改造）

第一条の二十二　法第十九条の二十五第一項後段の国土交通省令で定める改造は、次に掲げる改造とする。

一　船舶の主要寸法又は積載容量の変更を伴う改造

二　船舶の種類を変更する改造

三　船舶の主たる推進力を得るための原動機（次条において「主機」という。）の連続最大出力を変更する改造